



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク認定基準

No.131 「土木製品」の適用範囲拡大の概要

2025年1月1日

- エコマークでは循環型社会および低炭素型社会の実現への貢献のため、環境配慮型製品の普及・拡大を目指しており、土木関連資材の分野においても認定対象の拡大を目的とした品目の追加を行った。
- 商品類型No.131「土木製品」
 - ・ 2005年制定、社会状況や技術革新などを鑑みて対象品目の拡大を図ってきた。
 - ・ 多面的な環境配慮の取り組みが求められている中で認定基準の改定、特に対象品目の拡大が急務となっている。
 - ・ グリーン購入法の特定調達品目のうち、対象外の品目があるなどの課題がある。

今回、対象拡大を検討した品目

- ・ グリーン購入法の特定調達品目のうち、エコマークの認定対象外となっている品目
- ・ その他、環境配慮型製品が認められる品目

●特定調達品目のうち、今回の検討で追加した品目

特定調達品目：公共工事 分類：資材	
品目分類	品目名
①盛土材等 ⇒分類J：その他資材	<ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグ用いたケーソン中詰め材
②アスファルト混合物 ⇒分類F：舗装道路用材	中温化アスファルト混合物
③鉄鋼スラグ水和固化体 ⇒分類D：コンクリート製品	鉄鋼スラグブロック
④園芸資材 ⇒分類E：造園緑化材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)
⑤道路照明 ⇒分類F：舗装道路用材	LED照明

●エコマーク認定基準で設定した項目：

1) 再生材料使用に関する項目

- ・再生材料：採石および窯業廃土、土工用水砕スラグ、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、石炭灰、石膏、建設汚泥 など
- ・再生材料の基準配合率：70%以上
⇒埋戻材と同様の内容を設定

2) 有害物質に関する項目

⇒他品目と同様の重金属の溶出および含有、ダイオキシンに関する項目を設定

3) 品質に関する項目

⇒「改質アスファルト混合物」が「舗装施工便覧」を満たすこと

・その他基準項目

建設汚泥の適切な処理、ヘドロ化しないこと など

●エコマーク認定基準で設定した項目：

- 1) 製造時の加熱温度が中温化技術を用いないアスファルト混合物と比較して30°C以上低減されていること
⇒中温化剤を用いた中温化技術に限定しない
- 2) 骨材中に再生骨材を50%以上使用した製品は、加熱温度低減を20°C以上
⇒再生骨材を使用した製品の認定基準を設定
※再生骨材の使用 ⇒ CO2排出量削減効果が高い
ただし、再生骨材には古いアスファルトの付着があり、新規骨材に比べて温度管理が難しいため、加熱温度の基準値を20°C以上に設定
- 3) 単位当たりの製品製造におけるCO2排出削減効果(量)の算出
⇒「舗装の環境負荷低減に関する算定ガイドブック((公社)日本道路協会)」を基に算出

●エコマーク認定基準で設定した項目：

1) 再生材料の使用

- ⇒「骨材中に製鋼スラグを50%以上使用していること」かつ
「結合材の50%以上に高炉スラグ微粉末を使用していること」
※グリーン購入法の判断の基準を満たす

2) その他項目

- ⇒他のコンクリート製品と同様の有害物質(重金属の溶出)、
品質に関する項目を設定

●エコマーク認定基準で設定した項目：

1) 再生材料の使用

- ・下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用（無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さまたは木質系廃棄物等の有機性資源を使用）

2) 「肥料の品質の確保等に関する法律」で定める普通肥料に該当すること使用する原料が「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」に定められる原料規格への適合

3) グリーン購入法の判断の基準で示される品質規格への適合

●項目設定の経緯：

1) 低誘虫性道路照明、高欄照明は、省エネであることに加え、低誘虫性などの「生態系保全に対する配慮」の観点が含まれているという指摘もあった。
⇒下記 I.～III.より、グリーン購入法と同様「LED照明」の基準に置き換えた。

- I. 高圧ナトリウムランプ及びセラミックメタルハライドランプは、光源に水銀の使用があり、環境負荷が懸念される。
- II. LED照明は、省エネ性能が他の光源に比べて非常に高い。
- III. LED照明は、虫が好む紫外線の波長の光をほとんど含まない。

※その他、周辺の生態系等の環境への配慮

⇒「光害対策ガイドライン(環境省)」が示されており、確認および準拠することが重要

●エコマーク認定基準で設定した項目：

1) 長寿命化に関わる項目

⇒省資源の観点からLEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命の基準値を設定

2) 省エネルギー化に関わる項目

⇒設置個所の特定に合わせた「標準皮相電力」「平均演色評価数」の基準値を設定（使用電力等の効率化）

※道路照明器具、トンネル照明器具：基本照明、入口照明 毎に基準値を設定

⇒「LED道路・トンネル照明の設置に関する補完資料」を基に設定

2) は上記に加えて「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」に記載の種別ごとに基準項目として設定

3) その他項目

⇒他品目と同様の有害物質（重金属の溶出）、品質に関する項目を設定

●「光害対策ガイドライン(環境省)」について

- ・関連する内容として、下記の内容が示されている。
 - 1) 人工光の人体への影響、および動植物への影響
 - 2) 地域の特性に応じた「光環境類型」の設定
 - 3) 各環境における指針値等の設定
(主に配光、上方光束比、輝度(輝度分布)、光色(相関色温度))

⇒本ガイドラインは、照明の選択する際の観点などが中心であり、設計者や施工者に対するガイドラインという意味合いが強いが、製造事業者に対しても重要な観点が含まれている。

※基準の項目には含めないが、解説書にてガイドラインに係る配慮が重要である旨を記載

●ポリマー系アスファルト改質材

1) アスファルト改質材

石油アスファルトに添加し、アスファルトの性状を改善させるもので、ポリマーや天然アスファルト等を原料とする。

2) 改質アスファルトの種類（下図）



⇒ポリマーを原料とするアスファルト改質材(上記青枠)の中で、ポリマー部分に再生プラスチックを使用した製品が上市されており、資源循環の観点で評価できるものとして、品目追加を行った。

●エコマーク認定基準で設定した項目：

1) 再生材料使用に関する項目

- ・再生材料：廃プラスチック、廃ゴムが対象
- ・再生材料の基準配合率：25%以上
⇒上市されている製品の情報を収集し、品質面や技術的に使用可能な基準値を設定

2) 有害物質に関する項目

⇒他品目と同様の重金属の溶出および含有に関する項目を設定

3) 品質に関する項目

⇒該当の改質材を添加した「改質アスファルト混合物」が「舗装施工便覧」で示される規格を満たすこと